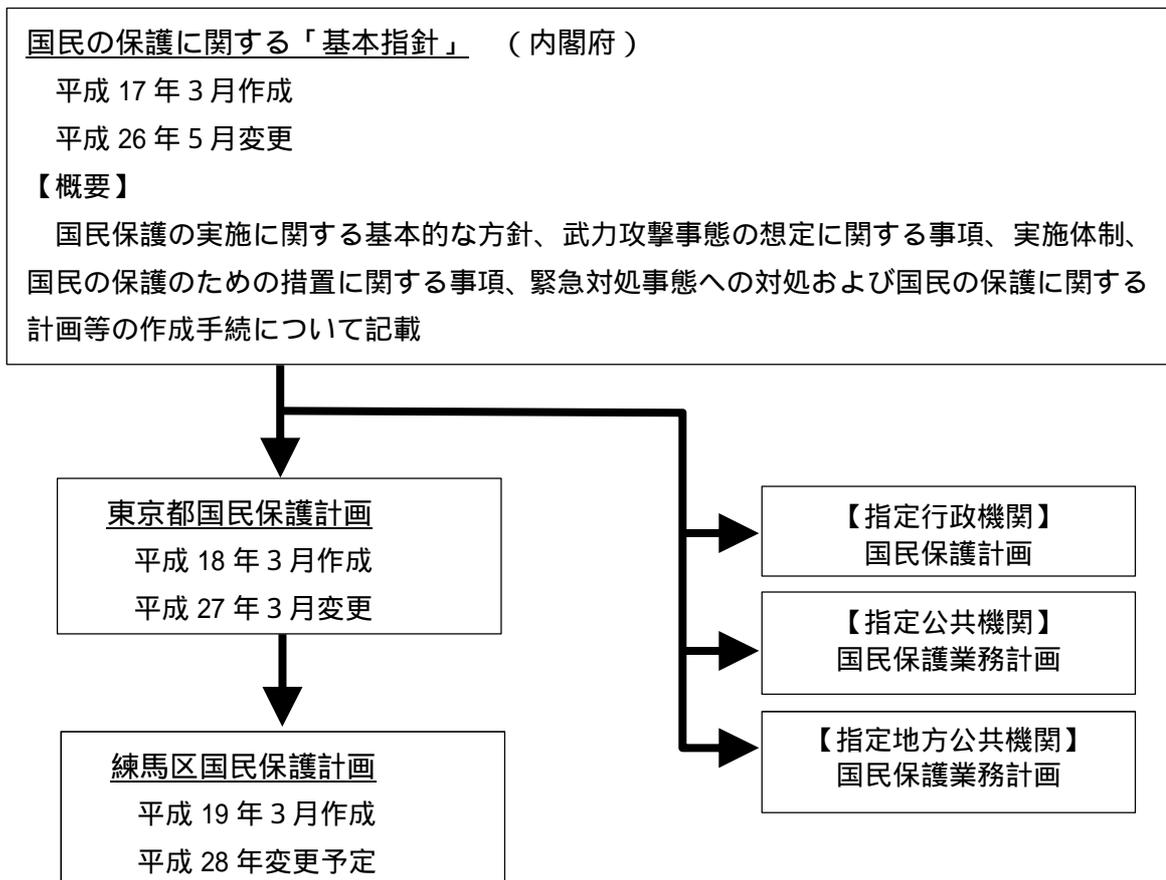


平成 28 年 1 月 29 日
練 馬 区

練馬区国民保護計画の変更について

1 練馬区国民保護計画の概要



2 変更の経緯

国民保護計画は、外国からの武力攻撃事態や大規模テロ等に際して、迅速・的確に国民を保護するためにあらかじめ策定する計画である。国、都、区でそれぞれ策定しており、「武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律（平成16年6月18日法律第112号）」第35条の規定に基づき、練馬区では、平成19年3月に策定している。

計画策定後、約9年が経過し、各種情報伝達システム等の充実が図られてきたことや、関係機関の連絡体制の整備等が進められてきたことから、国が基本指針を平成26年5月に変更し、都が東京都国民保護計画（以下「都計画」という。）を平成27年3月に変更した。

そこで、国の基本指針や都計画と整合を図るため、練馬区国民保護計画（以下「区計画」という。）についても、所要の変更を行う。

3 変更の方針

- (1) 国の基本指針の変更の反映
- (2) 都計画の変更の反映
- (3) 練馬区地域防災計画と整合を図るための変更
- (4) その他文言修正等

4 区計画における主な変更内容

- (1) 国の基本指針の変更の反映

エムネット（Em-Net）、Jアラート（J-ALERT）の活用

国からの情報の伝達手段として、平成24年に「緊急情報ネットワークシステム（Em-Net）」および「全国瞬時警報システム（J-ALERT）」が導入されたことから、これらの活用について明記する。

【P.22 第2編 平素からの備え 第1章 組織・体制の整備等】

変更後	変更前
<p>2 <u>国との通信連絡手段・システム等</u> <u>国との通信連絡には、緊急速報ネットワークシステム（Em-Net）、全国瞬時警報システム（J-ALERT）を活用します。</u> <u>緊急速報ネットワークシステム（Em-Net）</u> <u>行政専用回線である総合行政ネットワーク「LGWAN」を利用した国（総理大臣官邸）と地方公共団体間で緊急速報を双方向通信するためのシステム</u> <u>全国瞬時警報システム（J-ALERT）</u> <u>対処に時間的余裕のない弾道ミサイル攻撃に係る警報や自然災害における緊急地震速報、津波警報等を住民に瞬時かつ確実に伝達するため、国が衛星通信ネットワークを通じて直接区市町村の同報系防災行政無線を起動し、サイレン吹鳴等を行うシステム</u></p>	記載なし

武力攻撃事態等合同対策協議会の開催

国の現地対策本部長が、国や地方公共団体等関係機関の間における情報共有や意思の統一を図るために、「武力攻撃事態等合同対策協議会」を開催することから、これを明記する。

【P.53 第3編 武力攻撃事態等への対処 第3章 関係機関相互の連携】

変更後	変更前
<p>1 国・都の対策本部との連携</p> <p>(2) 国・都の現地対策本部との連携 区は、国・都の現地対策本部が設置された場合は、連絡員を派遣すること等により、当該本部と緊密な連携を図ります。また、<u>国の現地対策本部長が武力攻撃事態等合同対策協議会（ ）を開催する場合には、区対策本部として当該協議会へ参加し、国民保護措置に関する情報の交換や相互協力に努めます。</u></p> <p><u>武力攻撃事態等合同対策協議会</u></p> <p><u>国の現地対策本部長は、国民保護措置に関する情報を交換し、それぞれの実施する国民保護措置について相互に協力するため、必要に応じ、現地対策本部と関係地方公共団体の国民保護対策本部等による武力攻撃事態等合同対策協議会を開催するものとされています。</u></p>	<p>1 国・都の対策本部との連携</p> <p>(2) 国・都の現地対策本部との連携 区は、国・都の現地対策本部が設置された場合は、連絡員を派遣すること等により、当該本部と緊密な連携を図る。また、<u>運営が効率的であると判断される場合には、必要に応じて、都・国と調整のうえ、共同で現地対策本部を設置し、適宜情報交換等を行うとともに、共同で現地対策本部の運用を行います。</u></p>

安否情報システムの運用開始

区民等の安否について、収集した情報を国や都へ報告するため、平成20年に「武力攻撃事態等における安否情報の収集・提供システム」が導入されたことから、これを明記する。

【P.81 第3編 武力攻撃事態等への対処 第8章 安否情報の収集・提供】

変更後	変更前
<p>2 都に対する報告</p> <p>区は、都への報告に当たっては、原則として、<u>「武力攻撃事態等における安否情報の収集・提供システム」(以下「安否情報システム」という。)</u>への入力で行い、<u>安否情報システムが利用できない場合には、省令様式第3号に必要事項を記載した書面（電磁的記録を含む。）</u>に</p>	<p>2 都に対する報告</p> <p>区は、都への報告に当たっては、原則として、<u>省令様式第3号に必要事項を記載した書面（電磁的記録を含みます。）</u>により都に送付します。</p>

より都に送付します。	
------------	--

救援事務の厚生労働省から内閣府への移管
 災害対策基本法等の一部改正により、国民保護法の救援事務が、厚生労働省から内閣府へ移管されたことに伴い、所管する行政庁を変更する。

【P.74 第3編 武力攻撃事態等への対処 第6章 救援】

変更後	変更前
<p>3 救援の程度および方法の基準 区長は、「武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律による救援の程度および方法の基準」(平成25年内閣府告示第229号。以下「救援の程度および基準」といいます。)および都国民保護計画の内容に基づき救援の措置を行います。</p> <p>区長は、「救援の程度および基準」によっては救援の適切な実施が困難であると判断する場合には、都知事に対し、<u>内閣総理大臣</u>に特別な基準の設定についての意見を申し出るよう要請します。</p>	<p>3 救援の程度および方法の基準 区長は、「武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律による救援の程度および方法の基準」(平成16年厚生労働省告示第343号。以下「救援の程度および基準」といいます。)および都国民保護計画の内容に基づき救援の措置を行います。</p> <p>区長は、「救援の程度および基準」によっては救援の適切な実施が困難であると判断する場合には、都知事に対し、<u>厚生労働大臣</u>に特別な基準の設定についての意見を申し出るよう要請します。</p>

核攻撃等による災害発生時における除染等の実施

防災基本計画(原子力災害対策編)の定め例により、核攻撃等による災害発生時に、避難住民等に対し、スクリーニング(身体の表面における放射性物質の付着の有無を確認する汚染検査)および除染を実施することについて明記する。

【P.91 第3編 武力攻撃事態等への対処 第9章 武力攻撃災害への対処】

変更後	変更前
<p>4 汚染原因に応じた対応 区は、NBC攻撃のそれぞれの汚染原因に応じて、国および都との連携の下、それぞれ<u>つぎ</u>の点に留意して措置を講じます。</p> <p>(1) 核攻撃等の場合</p>	<p>4 汚染原因に応じた対応 区は、NBC攻撃のそれぞれの汚染原因に応じて、国および都との連携の下、それぞれ<u>次</u>の点に留意して措置を講じます。</p> <p>(1) 核攻撃等の場合</p>

<p>区は、核攻撃等による災害が発生した場合、国の対策本部による汚染範囲の特定を補助するため、汚染の範囲特定に資する被災情報を都に直ちに報告します。</p> <p>また、措置に当たる要員に防護服を着用させるとともに、被ばく線量の管理を行いつつ、活動を実施させます。</p> <p><u>区は、都と連携して、避難住民等（運送に使用する車両およびその乗務員を含む。）のスクリーニングおよび除染その他放射性物質による汚染の拡大を防止するために必要な措置を行います。</u></p>	<p>区は、核攻撃等による災害が発生した場合、国の対策本部による汚染範囲の特定を補助するため、汚染の範囲特定に資する被災情報を都に直ちに報告します。</p> <p>また、措置に当たる要員に防護服を着用させるとともに、被ばく線量の管理を行いつつ、活動を実施させます。</p>
---	--

その他の変更箇所 P.108第5編第4章

(2) 都計画の変更の反映

東京DMATの追記

災害現場で医療活動を実施する、医師および看護師等で構成される災害医療派遣チームとして、「東京DMAT」が平成16年8月に発足したことから、都計画の記述が変更された。

【P.67 第3編 武力攻撃事態等への対処 第5章 警報および避難の指示等】

変更後	変更前
<p>(12) 都に対する要請等</p> <p>区長は、避難住民の誘導に際して食料、飲料水、医療等が不足する場合には、都知事に対して、必要な支援の要請を行います。その際は、<u>東京DMAT</u>等の応急医療体制との連携を図ります。</p>	<p>(12) 都に対する要請等</p> <p>区長は、避難住民の誘導に際して食料、飲料水、医療等が不足する場合には、都知事に対して、必要な支援の要請を行います。その際は、<u>都による救護班</u>等の応急医療体制との連携を図ります。</p>

その他の変更箇所 P.108～P.109第5編第4章

都との通信システムの追記

災害発生時における都と市区町村との情報連絡システムとして、東京都防災行政無線の整備（平成15～18年）や、東京都災害情報システム（DIS）（平

成23年)が導入されたことから、都計画に追記された。

【P.22 第2編 平素からの備え 第1章 組織・体制の整備等】

変更後	変更前
3 <u>都との通信連絡手段・システム等</u> <u>都との通信連絡には、東京都防災</u> <u>行政無線、東京都災害情報システム</u> <u>(DIS)および画像伝送システム</u> <u>(テレビ会議)を活用します。</u>	記載なし

その他の変更箇所 P.79第3編第7章

テロが多発している世界情勢を踏まえた視点の追記

世界各地でテロが多く発生している今般の世界情勢や、国内外の注目が集まる大規模な国際行事として、2020年に東京オリンピック・パラリンピック競技大会が開催されることから、都計画に追記された。

【P.4 第1編 総論 第2章 区国民保護計画の基本】

変更後	変更前
(5) <u>世界の首都や大都市で大規模な</u> <u>テロが多く発生している状況や、</u> <u>国内外の注目が集まる2020年東京</u> <u>オリンピック・パラリンピック競</u> <u>技大会への危機管理の視点を踏ま</u> <u>え、緊急処理事態(大規模なテロ</u> <u>等)への対処を重視します。</u>	記載なし

テロ等の危機に関する事業者連絡会の追記

テロ等の危機に関して、関係行政機関と民間事業者の業界団体が、事態の発生に備えた情報共有等を図るため、平成18年9月に事業者連絡会が設置されたことから、都計画に追記された。

【P.106 第5編 大規模テロ等(緊急処理事態)への対処 第4章 大規模テロ等の類型に応じた対処】

変更後	変更前
2 大規模集客施設等への攻撃 (2) 平素の備え — <u>テロ等の危機に関する事業者</u> <u>連絡会</u>	2 大規模集客施設等への攻撃 (2) 平素の備え 記載なし

<p style="text-align: center;"><u>区は、都、警視庁、東京消防庁、陸上自衛隊第一師団、第三管区海上保安部、民間事業者の業界団体、都関連施設等から成る「テロ等の危機に関する事業者連絡会（平成18年9月設置）」を通じて、大規模集客施設等におけるテロ等の発生に備えた危機管理の強化や危機管理情報の共有等を図ります。</u></p>	
--	--

(3) 練馬区地域防災計画と整合を図るための変更

様々な広報媒体が整備されたことに伴う文言修正

ねりま情報メールや緊急速報メールなど、新たに導入したシステム名を明記する。

【P.25 第2編 平素からの備え 第1章 組織・体制の整備等】

変更後	変更前
<p>2 警報等の伝達に必要な準備</p> <p>(1) 警報の伝達体制の整備</p> <p>警報の伝達にあたっては、<u>防災行政無線、ホームページやSNS（ソーシャル・ネットワーキング・サービス）にとどまらず、ケーブルテレビ・ジェイコム東京のデータ放送、ねりま情報メール、緊急速報メール、区内の学校や児童施設等へのメール送信システム、および安全・安心パトロールカー等の使用など様々な広報媒体を活用します。あわせて、区民防災組織等にも伝達の協力を依頼します。</u></p>	<p>2 警報等の伝達に必要な準備</p> <p>(1) 警報の伝達体制の整備</p> <p>警報の伝達にあたっては、<u>また、区が運営する区民へ防災情報を送信するメールシステム、区内の学校や児童施設等へのメール送信システム、広報車や安全・安心パトロールカーの使用、区民防災組織等への協力依頼などの防災行政無線やホームページ等による伝達以外の方法も検討します。</u></p>

その他の変更箇所 P.50第3編第2章、P.60 第3編第5章、P.85第3編第9章

区対策本部の組織図の変更

区地域防災計画と整合を図るための変更

【P.44 第3編 武力攻撃事態等への対処 第2章 区対策本部の設置等】

各部の専管事項の変更

区地域防災計画と整合を図るための変更

【P.46～ 第3編 武力攻撃事態等への対処 第2章 区対策本部の設置等】

(4) その他文言修正等

区勢(人口や道路状況)データを最新の統計値に更新するとともに、練馬区の組織名称等を現在の名称に改める。また、ページにより、同一概念の表記が異なる文言の統一を図るなど、所要の文言修正を行う。